

「虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究」
分担研究報告書

死亡児から学ぶ子どもの虐待：法医学解剖の事例研究と全国における法医学解剖の実態調査

（分担研究者） 恒成 茂行 熊本大学医学部法医学教室・教授
岩竹 光洋 熊本大学医学部法医学教室・研究生
木林 和彦 熊本大学医学部法医学教室・助手
米満 孝聖 熊本大学医学部法医学教室・講師

研究要旨 法医学と子どもの虐待は深い関わりがある。すなわち、虐待死亡児は医師の異状届けによって警察が関与することになり、犯罪捜査の一環として全国の法医学教室に虐待被害児の司法解剖が囑託されている。本研究では、熊本大学医学部法医学教室における虐待死亡児の法医学解剖の4事例を取り上げ、子どもの虐待の法医学的側面を考察した。また、全国の虐待死亡の実態を明かにする目的で1992年から1996年までの5年間における全国の法医学教室における子どもの死亡事例328例を調査した。本研究は、今後の子どもの虐待の早期発見や早期援助に関する地域における連携体制の構築の基礎資料として役立つものである。

A. はじめに

本研究では死亡児から学ぶ子どもの虐待として、法医学教室ないしは法医学解剖が虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に貢献できることについて調査研究した。まず、被虐待児の法医学解剖事例を取り上げ、子どもの虐待の法医学的側面を明らかにした。つぎに、全国の法医学教室における子どもの法医学解剖事例を調査した。この全国調査は、わが国における虐待死亡の実態を明らかにすることを目的に行ったものであり、子どもの虐待に対する地域における連携体制の構築の基礎資料となり得るものである。

B. 法医学解剖の事例研究

熊本大学医学部法医学教室における年間60～70件の法医学解剖事例の内から、子どもの虐待問題を考える上で参考となる4つの事例を取り上げた。

<事例1> FM 1894-8809 被害児：満3歳の次女 虐待者：満36歳の実父

父親が自分に懐かなくて反抗的な次女を数ヶ月前から仏壇の下に押し込む、壁に投げつける、布団叩き・平手・手拳などで殴る、火の着いたタバコを投げつけるなどしていたが、母親は全く手を出していなかった。事件当日、満32歳の母親が、朝食後に躰を守らずにグズグズする次女にイライラして、思わず子どもの頭部と顔面を手拳で殴打して死亡させた。

法医学解剖によると、被害児の全身には古くて蒼白な色素脱出斑、痂皮形成、タバコによる火傷痕など虐待による典型的な損傷多数を認めた。腰部の外表面には特別な損傷異常を認めなかったが、切開すると皮下には父親の暴行による大きな膿瘍があり、被害児が気分が優れずにむずかざるを得なかったことは容易に想像された。死因は、母親が手拳で顔面を殴打したことに基づく外傷性蜘蛛膜下出血であった。

ところが、刑事裁判になると父親は無縁であり、致命的加害行為者としての母親の罪がもっぱら追求されることになった。しかし、本児の死亡原因の本質は父親の虐待にあると思われたので、裁判所の証言台で子どもの虐待のことについて良く説明し、父親の傷害行為の方が被害児の死亡に本質的により重大であることを説明した。

本事例は加害者の刑事責任を問う場合に問題となったものである。司法関係者への子どもの虐待の啓発は大切であるが、家庭裁判所の関係者のみならず、一般の刑事事件を取り扱う地方裁判所の関係者も対象にすべきことである。

<事例2> FM 1976-8940 被害児：満3歳の男児 虐待者：満37歳の義父

義父が自分に懐かない内妻の連れ子をしばしば折檻していた。被害児が通っていた託児所の保母は、子どもにしばしば暴力が加えられていたことを知っていたが、何も有効な対策が取られていなかった。ある日、義父の折檻が過ぎて子供が死亡した。

法医解剖によると、顔面、前胸部、左右上肢に新旧大小様々な擦過傷や打撲傷があった。死因は、手拳による右側頭部の殴打に基づく外傷性蜘蛛膜下出血であった。

保母が少し気をきかして、児童相談所などの関係機関に通報していたならば、この子の死亡は防げたのではないかと悔やまれた事例である。子ども虐待の早期発見や防止に関して保育園や幼稚園の保母や小学校の教諭の果たす役割は極めて大きいことが実感された事例である。

<事例3> FM 2196-9501 被害児：満10月の女児 虐待者：満20歳の実母

若い頃はシンナー遊びに耽り、現在は簡易卓上コンロ用のカセットボンベ（ブタンガス）吸引に耽溺している実母が父親もはっきりしない子どもを出産した。出産後もカセットボンベ吸引に溺れて育児に全く関心がなく、3日前から熱発した子どもを医師にも見せなく放置して死亡させた。

法医解剖によると、被害児の身長 66 cm、体重 5.5 Kgで高度に痩せ細り、全身の皮膚は乾燥して、しわしわの、高度な脱水状態であった。手足は浮腫状で、腋窩部や陰部には多量の体垢が付着し、前額部には軽微で陳旧な擦過傷数個を認めた。肺は鬱血状であり、軽度な肺炎を認めた。死因は、保育の怠慢に基づく脱水症であった。

ネグレクト事例の多くは親の育児能力に問題がある。妊婦検診や出産に当たる産婦人科の医師は親の育児能力に問題があるのでは、と気付くはずであり、これを保健婦による新生児の保育指導に有効に結び付ける必要がある。核家族化と少子化の時代を迎えた現在、多くの自治体で子育て支援運動を展開しているが、地域のボランティア活動と保健婦の家庭訪問による育児指導との効率的な連携が望まれた事例である。

<事例4> FM 2329-9838 被害児：満1歳6月の男児 虐待者：満47歳の実父、満31歳の実母

両親と満7歳、満6歳、満3歳及び本児の6人家族である。夫婦共に金銭感覚に乏しく、庶民金融から多額の借金をして破産状態であった。料金滞納の為に水道、ガス、電話が止められた。近所付き合いは全くなく、経済的な困窮のストレスが本児に向けられた。

法医解剖によると、放置された被害児は身長 71 cm、体重 4.7 kgで痩せ細り、頸部、顔面、鼠径部などに多量の体垢が付着し、胃内は空虚であり、死因は低栄養状態と脱水症であった。

新生児の育児指導や育児支援は、地域の保健所によってきめ細かく行われているはずであるが、現実には不幸な転機をとるネグレクト事件は後を絶たない。また、家庭の経済的破綻はネグレクトの間接的な原因となり生活保護や医療保護の適切な運用が望まれる事例も少なくない。

C. 被虐待死亡児の全国調査

日本法医学会では、部内資料として、全国の法医学教室における法医解剖の簡単な報告を「鑑定例概要」として毎年発刊している。そこで、1992年から1996年までの5年間の「鑑定例概要」を検索して、虐待死亡児の法医解剖データベースを作成した。今年度は基本となるデー

データベースの作成が終わり、来年度は1997年度のデータの追加と共に、各法医学教室の協力を得て詳細な調査票によって虐待事件の全容を事例毎に明かにする。

虐待の種類としては、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つがあるが、法医解剖の対象となるものは前二者である。なお、本調査では、屋外に駐車中の車両内に乳幼児を放置して子どもが死亡した車両内放置事例にも注目して調査してみた。

1) 全国における虐待被害児の法医解剖事例

調査結果を表1に示した。簡単な事例内容の記載と解剖所見から判断して確実な虐待事例は、身体的虐待195件(79.6%、年間平均39.0件)、ネグレクト28件(11.4%、年間平均5.6件)、車両内放置22件(9.0%、年間平均5.5件)であった。また、簡単な記載内容から判断して子どもの虐待が疑われる事例として、身体的虐待68件、ネグレクト5件、虐待の可能性あるもの10件であった。

表1 全国における虐待被害児の法医解剖事例 (1992年～1996年)

虐待の種類	1992	1993	1994	1995	1996	合計(%)
身体的虐待	34	25	46	46	44	195(79.6)
ネグレクト	5	3	6	9	5	28(11.4)
車両内放置	5	3	7	7	0	22(9.0)
小計	44	31	59	62	49	245(100.0)
身体的虐待か?	23	16	19	3	7	68
ネグレクトか?	1	3	1	0	0	5
可能性あり	0	0	2	3	5	10
小計	24	19	22	6	12	83
総合計	68	50	81	68	61	328

2) 虐待被害児の虐待の種類と死因

確実な虐待事例245件について虐待の種類と死因の調査結果を表2に示した。身体的虐待の死因では、頭部外傷が113件(57.9%)で圧倒的に多く、次に窒息死、腹部外傷、外傷性ショック死、感染症などの順序であった。また、ネグレクトの死因では、全身衰弱が17件(60.7%)で圧倒的に多く、次に感染症、熱中症、窒息死、外傷性ショック死などであった。車両内放置の死因では、熱中症が17件(77.3%)で圧倒的に多く、つぎに窒息死、感染症などの順序であった。

表2 虐待被害児の虐待の種類と死因 (1992年～1996年)

	頭部外傷	胸部外傷	腹部外傷	外傷性ショック	窒息死	感染症	全身衰弱	熱中症	その他・不詳	合計
身体的虐待 (%)	113* (57.9)	2 (1.0)	16 (8.2)	13 (6.7)	39 (20.0)	8 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.1)	195 (100)
ネグレクト (%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.6)	2 (7.1)	4 (14.3)	17 (60.7)	3 (10.7)	1 (3.6)	28 (100)
車両内放置 (%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	1 (4.5)	0 (0.0)	17 (77.3)	2** (9.1)	22 (100)
合計 (%)	113 (46.1)	2 (0.8)	16 (6.5)	14 (5.7)	43 (17.6)	13 (5.3)	17 (6.9)	20 (8.2)	7 (2.9)	245 (100)

* 低酸素性脳症1例を含む
** 火傷死、乳幼児突然死症候群各々1例を含む

3) 虐待被害児の性別と年齢

調査結果を表3-1に示した。虐待の種類に関係なく、被害児に性差を認めなかった。何れの虐待においても被害児は1歳以下の乳児が多く、身体的虐待49件(25.1%)、ネグレクト14件(50.0%)、車両内放置が15件(68.2%)を占めていた。また、大部分の事例において、身体的虐待は満10歳まで、ネグレクト満5歳、

表3-1 虐待被害児の性別と年齢 (1992年～1996年)

身体的虐待 (194例)															
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	不詳	合計
男児	30	11	17	20	9	4	8	1	1	-	1	-	-	2	103
女児	19	15	24	11	9	8	2	1	1	-	-	-	-	1	91
合計 (%)	49 (25.1)	26 (13.3)	41 (21.0)	31 (15.9)	19* (9.8)	12 (6.2)	10 (5.1)	1 (0.5)	2 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.6)	195 (100)
* 4歳児に性別不詳1名を含む															
ネグレクト (28例)															
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	不詳	合計
男児	9	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	14
女児	5	3	4	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	14
合計 (%)	14 (50.0)	6 (21.4)	4 (14.2)	1 (3.6)	1 (3.6)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	28 (100)
車両内放置 (22例)															
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	不詳	合計
男児	9	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
女児	6	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
合計 (%)	15 (68.2)	3 (13.7)	2 (9.1)	1 (4.5)	1 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (100)

の乳幼児が犠牲となっていた。

満1歳以下の虐待被害児の性別と年齢についても調査して、表3-2に示した。

表3-2 一歳以下の虐待被害児の性別と月齢
(1992年～1996年)

身体的虐待(49例)													
年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月*	合計
男児	5	1	2	2	2	1	1	2	3	2	1	8	30
女児	1	2	4	-	2	1	-	2	-	-	1	6	19
合計	6	3	6	2	4	2	1	4	3	2	2	14	49
(%)	(12.2)	(6.1)	(12.2)	(4.1)	(8.2)	(4.1)	(2.0)	(8.2)	(6.1)	(4.1)	(4.1)	(28.6)	(100)

ネグレクト(14例)													
年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月*	合計
男児	1	1	2	-	-	1	-	1	1	1	-	1	9
女児	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2	-	-	5
合計	1	1	3	-	-	1	1	1	1	3	-	2	14
(%)	(7.2)	(7.2)	(21.3)	(0.0)	(0.0)	(7.2)	(7.2)	(7.2)	(7.2)	(21.3)	(0.0)	(14.2)	(100)

車両内放置(15例)													
年齢	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月*	合計
男児	-	-	1	2	1	-	-	-	1	1	1	2	9
女児	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	1	2	6
合計	-	1	1	3	1	-	-	-	2	1	2	4	15
(%)	(0.0)	(6.7)	(6.7)	(20.0)	(6.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(13.3)	(6.7)	(13.3)	(26.6)	(100)

*月齢12月については、年齢0歳を含む

4) 虐待加害者

確実な虐待事例245件における虐待の種類と加害者の調査結果を表4に示した。

身体的虐待の加害者では、実母45件(23.0%)、実父30件(15.3%)と多く、その他、義父、義母、実父+実母、祖母などの順序であった。ネグレクトの加害者では、実母9件(32.1%)、実父+実母4件(14.3%)、実父1件(3.6%)であった。車両内放置の加害者では、実母9件(40.9%)、実父+実母4件(1

表4 虐待加害者
(1992年～1996年)

身体的虐待(195例)										
関係	実父	実母	実父+実母	義父	義母	内縁の夫	祖父	祖母	不詳	合計
男児	18	21	3	9	2	1	1	4	44	103
女児	12	24	1	10	2	2	-	-	40	91
合計	30	45	4	19	4	3	1	4	85*	195
(%)	(15.3)	(23.0)	(2.0)	(9.7)	(2.0)	(1.5)	(0.5)	(2.0)	(43.1)	(100)

ネグレクト(14例)						車両内放置(22例)					
関係	実父	実母	実父+実母	不詳	合計	関係	実父	実母+実母	不詳	合計	
男児	-	4	4	6	14	男児	6	1	7	14	
女児	1	5	-	8	14	女児	3	3	2	8	
合計	1	9	4	14	28	合計	9	4	9	22	
(%)	(3.6)	(32.1)	(14.3)	(50.0)	(100)	(%)	(40.9)	(18.2)	(40.9)	(100)	

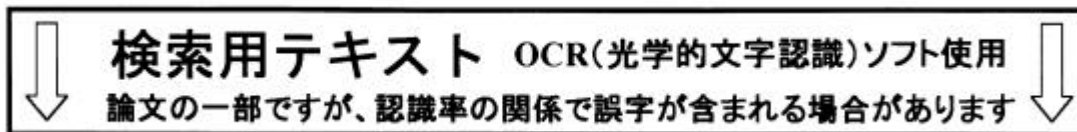
*不詳に4歳児性別不詳1名を含む

8.2%)であった。なお、加害者不詳が身体的虐待85件(43.1%)、ネグレクト14件(50.0%)、車両内放置9件(40.9%)と多かったが、これらは事例内容が簡単に記載されている為であり、今後、各法医学教室へ調査票を送って調べることによって詳細が明かになることが期待できる。

D. おわりに

筆者らの法医学教室は平成9年末に結成された子どもの虐待防止コンサルテーションチーム・くまもとの中心な機関として活躍している。地域の小児科医、精神科医、臨床心理学者、弁護士、児童福祉施設関係者など14名が専門家チームを結成して、毎月第3火曜日の夕方に熊本県福祉総合相談所(熊本県中央児童相談所)に集まり、専門家の立場から熊本県下における子どもの虐待相談事例について助言や検討を行っている。

法医解剖の神髄は死者から学んだことを生者に還元することであり、法医学教室も子どもの虐待防止ネットワークの一員として参画できることを認識して頂ければ幸いである。



研究要旨 法医学と子どもの虐待は深い関わりがある。すなわち、虐待死亡児は医師の異状届けによって警察が関与することになり、犯罪捜査の一環として全国の法医学教室に虐待被害児の司法解剖が嘱託されている。本研究では、熊本大学医学部法医学教室における虐待死亡児の法医解剖の4事例を取り上げ、子どもの虐待の法医学的側面を考察した。また、全国の虐待死亡の実態を明かにする目的で1992年から1996年までの5年間における全国の法医学教室における子どもの死亡事例328例を調査した。本研究は、今後の子どもの虐待の早期発見や早期援助に関する地域における連携体制の構築の基礎資料として役立つものである。